

2017年度

日系研修員受入事業
研修員募集要項



独立行政法人国際協力機構
横浜国際センター
2016年9月

はじめに

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、中南米地域への日本人の海外移住の援助を実施し、JICA の関わる移住者として中南米地域に計約 73,000 人が移住しました。現在、中南米地域の日系人人口は 170 万人を超えるものと推定されます。

JICA の前身である海外移住事業団（JEMIS）は、農業移住者の後継者育成を主目的として 1971 年に移住研修員受入事業を開始しました。1974 年の海外技術協力事業団（OTCA）と JEMIS の統合により、移住研修員受入事業は JICA が担うこととなり、1997 年には日系研修事業に改編しました。日系研修事業は、中南米地域への日本人移住者子弟である日系人への技術協力を通じ、移住先国の国造りに貢献することを目的としています。

移住研修員受入事業及び日系研修事業により、JICA は 2015 年度までに計 15 カ国から計 5,443 名の日系人の受入を行ってきています。日系研修事業は、医学、福祉、継承日本教育、農業、電気・通信等、幅広い分野で日系研修員を受入れ、日系人の能力向上を図ることをもって、日系社会の発展と移住先国の国造りに貢献してきています。

2000 年に外務省海外移住審議会により公表された「海外日系人社会との協力に関する今後の政策」において、今後の具体的対応策として ODA を通じて日系人の人材育成を推進することが提言されました。また、外交青書（2013 年）において、わが国は「勤勉さや経済発展への貢献を高く評価されている日系人の存在は、日本にとり重要な外交資産」としています。日本企業の海外展開が進み、中南米地域との経済関係は増々深まる中、両国の懸け橋である日系人の人材育成を図る日系研修事業は引き続き重要な事業の一つです。

本事業は、日系団体及び帰国研修員同窓会等の幅広いご協力を得て実施しておりますが、それら団体の日頃のご理解とご協力に対して心より御礼申し上げます。

本募集要項をご一読の上、日系研修へのご応募をご検討下さるよう宜しく願い申し上げます。

2016 年 9 月

独立行政法人国際協力機構

横浜国際センター

所長 朝熊 由美子

目 次

1. 2017 年度日系研修 研修コース概要	1
2. 応募から選考、結果通知まで	2
3. オリエンテーション	6
4. 宿泊施設	7
5. 経費の支給	7
6. 日系研修員の資格取り消し	8
7. その他の留意事項	8
8. 研修報告	8
9. 研修修了証書	8

参考資料

1. 個別コース日系研修員応募にかかるフローチャート	9
2. 日系研修員事業の業務フロー	10

別表

2017 年度日系研修員受入事業 研修コース一覧

付属書類

応募書類様式

1. 推薦書	様式第 1 号
2. 研修申請書/APPLICATION FOR TRAINING	様式第 2 号/Form 2
3. 履歴書/CURRICULUM VITAE	様式第 3 号/Form 3
4. 健康診断書/CERTIFICATE OF HEALTH	様式第 4 号/Form 4
5. 病歴に係る申告書/MEDICAL HISTORY	様式第 5 号/Form 5
6. 誓約書/PLEDGES	様式第 6 号/Form 6

1. 2017 年度日系研修 研修コース概要

(1) 事業対象国

日系研修事業の対象国は、以下の中南米地域 12 カ国です。

アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、メキシコ

(2) 受入形態

日系研修には、6 名以上の研修員を 1 つのコースで受け入れる「集団研修」と 1～3 名程度の研修員を 1 つのコースで受け入れる「個別研修」があります。また、個別研修には、3 ヶ月を越える「個別長期研修」と 3 ヶ月以内の「個別短期研修」があります。なお、「集団研修」は 3 ヶ月以内のコースのみです。

集団研修	対象国共通の課題を複数の研修員に対して、同一日程・同一内容で、研修を実施するもの。 費用対効果の観点および本事業規模の制約から、 研修員を、6 人以上で受け入れる 。また、期間は 3 ヶ月以内。
個別研修	特定のテーマについて、 日系研修員 1 名 を受け入れて行うもの。ただし、 2～3 名程度 の研修員を同一内容の研修日程で受け入れることも可能。3 ヶ月を越える「個別長期研修」、3 ヶ月以内の「個別短期研修」がある。ただし、研修期間は最長 11 ヶ月以内。

(3) 受入期間

受入期間は、研修員が来日する日から離日する日までの期間です。

集団研修、個別研修ともに、受入期間の区分は次のとおりです。いずれも受入期間はわが国の会計年度を越えることはできません。来日する日の翌日から 5 日間は JICA 横浜国際センターにてブリーフィング及びオリエンテーションを受講します。

長期	3 ヶ月(90 日)を超え 1 年未満 (年度を超えることはありません)
短期	3 ヶ月(90 日)以内
集団	3 ヶ月以内

(4) 2017 年度日系研修 研修コース

2017 年度日系研修員受入事業の研修コースの応募資格要件、研修内容及び募集人数等は、別表「2017 年度日系研修員受入事業 研修コース一覧」のとおりです。研修内

容等についてご質問のある際には、提案団体（研修実施機関）の担当者に直接お問い合わせください。

集団コースは、原則として1コースあたり6名以上の適格者を確保できた場合に限り実施します。また、個別コースは、長期・短期共に、各コースへの応募状況等を勘案して受入人数を設定します。応募はあったものの、予算の制約により実施できない場合もありますので、予めご承知おき願います。

2. 応募から選考、結果通知まで

応募希望者は、下記（1）および別表「2017年度日系研修員受入事業 研修コース一覧」を参照し、以下の要領にてご応募ください。

（1）応募資格

日系研修は、以下の全ての要件に当てはまる方のみ応募できます。

（ア）日本人の血統を引く者

（イ）事業対象国への海外移住者、または事業対象国への海外移住者の概ね日系3世までの子孫であること

（ウ）国籍が、事業対象国あるいは日本国であること

（エ）主たる生活基盤が事業対象国にあること

日本在住、あるいは主たる生活基盤が日本にある日系人は、出身国が対象国であっても、本事業の対象者とはなりませんので、ご注意ください。

（オ）JICA 在外事務所等の推薦が得られること。

応募にあたっては、JICA 在外事務所、JICA 在外事務所が存在しない国の場合には在外公館（以下、JICA 在外事務所等とする）からの推薦書が必要です。

また、以下の資格要件および別表「2017年度日系研修員受入事業 研修コース一覧」に記載された各研修コースの資格要件を満たしていることが求められます。

（ア）年齢が21歳以上原則50歳以下であること（2017年4月1日時点）。ただし、コースで個別に対象年齢が指定されている場合はそちらに従う。

（イ）高等教育機関卒業以上の学歴を有すること。

（ウ）研修を受けるに十分な日本語力（コースによっては英語力）を有すること。

（エ）研修で得た技術や知識を、帰国後日系社会に還元する意志を有すること。

（オ）心身ともに健全であること。

なお、以下の方は日系研修員として受け入れることができませんので留意下さい。

（ア）軍人・軍属にある者。

（イ）（国籍が日本国以外の場合）日本国査証の付与が受けられない者。

（2）応募スケジュール

JICA 在外事務所等が、事業対象各国で日系研修員の募集を行います。事業対象各国における応募スケジュールは、JICA 在外事務所等にご確認ください。

【ご参考】

- ・ 2017年5月14日(日)～7月23日(日)来日コースへの応募書類：
JICAの提出締切：2016年11月18日(金) 厳守
- ・ C-5「日系継承教育(教師育成I)」コースへの応募書類：
JICAの提出締切：2016年11月18日(金) 厳守
- ・ 2017年10月1日(日)～2018年1月8日(月)来日コースへの応募書類：
JICAへの提出締切：2017年5月18日(木) 厳守

(3) 応募時提出書類

- | | |
|--|--------------|
| (ア) 推薦書 | 様式第1号 |
| (イ) 研修申請書/APPLICATION FOR TRAINING | 様式第2号/Form 2 |
| (ウ) 履歴書/CURRICULUM VITAE | 様式第3号/Form 3 |
| (エ) 健康診断書/CERTIFICATE OF HEALTH | 様式第4号/Form 4 |
| ※長期コース、及び短期コースの保健医療関係コース応募者のみ提出 | |
| (オ) 病歴に係る申告書/MEDICAL HISTORY | 様式第5号/Form 5 |
| (カ) 誓約書/PLEDGES | 様式第6号/Form 6 |
| (キ) 最終学校卒業証明書または卒業証書【写】(あれば翻訳文も添付) | |
| (ク) IDカード(身分証明書)【写】(氏名・生年月日の確認用) | |
| (ケ) (所有していれば) 旅券【写】 | |
| (コ) (所有していれば) 有効な日本の入国査証・再入国許可・外国人登録証明書・在留カード【写】 | |
| (サ) (所有していれば) 有効な米国入国査証【写】 | |
| (シ) 顔写真6枚(縦4.5cm × 横3.5cm、白黒/カラー可、1枚は履歴書に貼付) | |

(4) 応募書類作成の注意事項

- ・ この要項に定められた様式を用いて応募書類をご準備ください。
- ・ 推薦書(様式第1号)以外の書類は、日本語能力を含め選考資料としますので、必ず応募者本人が日本語、または英語で記入してください。英語で記入する場合には原則タイプ打ち(パソコン打ち)してください。やむを得ない事情があり手書きで記入する場合には、容易に判読できるよう BLOCK LETTER で記入ください。

(ア) 推薦書(様式第1号)

JICA 事務所、またはキューバ大使館で作成されます。応募者による準備は不要です。

(イ) 研修申請書(様式第2号)

研修申請書の記載内容は、応募者選考にとって重要な情報です。応募者と提案団体(研修実施機関)の間で研修内容のミスマッチを防止するため、できるだけ詳しく、読みやすく記入してください。特に、居住国、地域の研修分野に関係する現状、問題点は具体的に記入してください。

【**集団コースのみ**】 集団コースに合格した場合、来日後「ジョブレポート発表会」がありますので、本申請書の記載内容を補完する資料や写真パワーポイント等をあらかじめご準備ください。

(ウ) 履歴書（様式第3号）

- ・住所は州／県まで明記してください。
- ・ブラジル／ボリビアからの応募者は必ず来日時に利用する自宅近くの出発空港を選択肢の中から一つ選択してください。
- ・語学力は選考時の貴重な情報となるため、資格等を所持していない応募者も必ず自己申告でレベルを記入してください。

(エ) 健康診断書（様式第4号）

長期コースに応募する方、及び短期コースの医療・福祉分野の研修コースに応募する方のみ、医師より記入してもらい、必ず提出してください。

- ・健康診断書を提出する方は、全ての項目を受診し、記入されているかどうか確認をしてください。未実施項目や記入漏れがある場合は受け付けられません。特に、2. 胸部レントゲンのフィルム番号、3. 現在治療中の病気・治療薬、4. 既往症の記入漏れが多いので、留意してください。
- ・虚偽の報告であることが判明した場合は、来日後であっても日系研修員の資格を取り消し、帰国してもらうことになります。
- ・来日後の健康診断（長期研修は全員、短期研修で福祉・医療系コースの研修員を対象に実施）にて疾病が判明した場合も、研修を中止し、帰国となることがあります。

(オ) 病歴に係る申告書（様式第5号）

全員提出してください。必ず本人が正しく記入してください。

(カ) 誓約書（様式第6号）

署名日、本人による署名を忘れずに記入してください。この2点が空欄の場合受理できませんのでご注意ください。

(5) 日本語プレイスメントテスト

応募者は書類提出後、日本語プレイスメントテストを受験します。日本語プレイスメントテストの実施日時及び場所は、JICA 在外事務所等が指定します。テスト答案用紙は JICA 横浜国際センターに送付され、採点されます。テスト結果をもとに日本語能力が判定され、日本での生活及び研修が円滑に進められるか否かが判断されます。

(6) 選考結果（仮合格）通知

日系研修員の選考は、JICA 国内拠点と提案団体（研修実施機関）が合同で行います。選考結果は、来日予定日の8週間前までに JICA 在外事務所等を通じて通知します。

その後、JICA 横浜から日本国外務省に対し、選考通過者の査証発給審査を依頼します。なお、査証発給審査の結果によっては、不合格となることがあります。

また、就労や長期滞在が可能な別の日本入国査証【特定査証：定住等】を所有している場合、査証の写しを応募書類と一緒に提出の上、事前にその扱いについてご相談ください。

仮合格の通知を受けた者は、JICA 在外事務所等と連絡をとりつつ、来日準備を始めてください。旅券の有効期限を確認の上、日本滞在期間中に旅券が失効する場合は、来日前に更新してください。

(7) 受入決定通知

日本国外務省からの査証発給審査結果をもとに、来日 4 週間前までに通知します。

仮合格通知（選考結果通知）から受入決定通知、来日のスケジュール案は、以下の通りです。

【上半期】

グループ	仮合格通知	受入決定通知	来日
1	3月 9日(木)	4月 7日(金)	5月 14日(日)
2	4月 20日(木)	5月 19日(金)	6月 25日(日)
3	4月 20日(木)	5月 19日(金)	7月 23日(日)

※C-5「日系継承教育（教師育成Ⅰ）」コースについては4月20日（木）仮合格通知、5月19日（金）受入決定通知予定。

【下半期】

グループ	選考結果通知	受入決定通知	来日
4	7月 21日(金)	8月 21日(月)	10月 1日(日)
5	7月 21日(金)	8月 21日(月)	11月 5日(日)
6	9月 22日(金)	10月 20日(金)	12月 3日(日)
7	9月 22日(金)	10月 20日(金)	1月 8日(月)

(8) 研修の辞退

受入決定通知後の参加辞退は、関係者に多大なる迷惑をかけ、また日系研修員受入事業全般の運営に支障をきたしますので、応募にあたっては必ず慎重にご検討ください。応募後、他団体の奨学金等への申請を行うなどにより、辞退の可能性が生じた場合は、速やかに JICA 在外事務所等（事務所の無い国では在外公館）までご連絡下さい。

3. オリエンテーション

(1) 来日前オリエンテーション

合格者は来日に先立ち、JICA 在外事務所では来日前のオリエンテーションを受けます。

“KENSU-IN GUIDEBOOK”、“GUIDE TO TRAINING IN JAPAN”等の資料が渡されるので、来日前に必ずお読みください。特に、日本の到着空港でのメッセージ受取り手順、来日時宿泊施設への移動方法について等の情報は、事前に十分理解しておいてください。

(2) 来日後オリエンテーション

日系研修員は来日後、JICA 横浜国際センターで3日間のブリーフィングおよびオリエンテーションを受けます。JICA から指定された日系研修員は、引き続き2日間の日本語研修を受講します。

通常のブリーフィングとオリエンテーションのスケジュールは次の通りです。

(ア) ブリーフィング (来日後1日目)

- a. 開講式
- b. 各種登録諸手続き
- c. 諸手当と支給方法の説明
- d. メディカル・カード、銀行カード、ミール・カードの配布と説明
- e. 館内案内

(イ) オリエンテーション (来日後2日目・3日目)

- a. 日本の教育制度、日本人の海外移住、日本国内の日系人
- b. 日本の歴史・文化
- c. 日本の経済・政治・行政機構
- d. 海外移住資料館見学
- e. みなとみらい地区見学
- f. 健康診断 (受診を指示された日系研修員のみ)

(ウ) 日本語研修 (来日後4日目・5日目)

受講を指定された日系研修員のみ受講します。

(3) コースオリエンテーション

受入決定通知の時に JICA 在外事務所等を通じて伝えられる「研修日程」、「研修計画」により、日程および研修内容を必ず確認してください。

JICA 横浜国際センターでのブリーフィング・オリエンテーションの後、日系研修員は提案団体(研修実施機関)の所在地にある JICA 国内拠点へ移動します(該当の国内拠点名および担当者氏名は「研修日程」に明記)。移動後、国内拠点担当者がコースオリエンテーションおよび生活オリエンテーションを行います。

4. 宿泊施設

日系研修員は、JICA 国内拠点または JICA が指定する施設に宿泊します。日系研修員が自ら宿泊施設を指定することはできません。日系研修員自ら宿泊予約を絶対に行わないでください。

来日直後は、JICA 横浜国際センターでブリーフィングとオリエンテーションを受けるため、同センターまたは JICA が指定する近隣のホテルに宿泊します。JICA 横浜国際センターをはじめ、JICA 国内拠点は以下の洗面用具を備えています。その他必要なものについては、各自でご準備ください。

- ① フェイスタオル、バスタオル
- ② シャンプー、リンス、ボディークリーム
- ③ 歯ブラシ
- ④ せっけん

JICA 横浜国際センターの住所、連絡先は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構 横浜国際センター

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港 2-3-1

YOKOHAMA INTERNATIONAL CENTER, Japan International Cooperation Agency (JICA)
3-1, Shinko 2-chome, Naka-ku, Yokohama City, Kanagawa Prefecture 231-0001
JAPAN

TEL +81-45-663-3251/FAX +81-45-663-3265

5. 経費の支給

JICA は規程に基づき、日系研修員に次の経費を支給します。以下は 2016 年度の支給額で、2017 年度は金額が変更になることがありますので、ご了承ください。

経費	支給額等
往復航空賃	JICA が指定する日時と経路の航空券 出発空港：JICA が指定する居住地最寄りの国際空港
国際空港使用料	実費（帰国時のみ航空券に含まれている）
滞在費	JICA センターに宿泊の場合：2,098 円/日（朝・夕食付き） ホテル等に宿泊の場合：4,298 円/日（朝・夕食なし）
支度料	受入期間に応じた定額（10,000～27,000 円）
資料送付料	4,000 円
療養費等	JICA は日系研修員に海外旅行障害保険を付与する。 日系研修員はメディカル・カード等により療養等のサービスが受けられる。なお、既往症や歯の治療などは対象外。
健康診断料	対象となる日系研修員に規定項目の健康診断を実施する
査証更新手数料	実費

6. 日系研修員資格の取り消し

日系研修員が以下の事項に該当する場合、JICA は日系研修員資格を取り消すとともに、手当の支給を打ち切り、帰国させることがあります。その場合、(6) および(9)を除き、帰国に要する経費は日系研修員の自己負担となります。

- (1) 日本国の法令に違反したり、社会の秩序を乱す行為（セクシュアル・ハラスメント等を含む）を行った場合
- (2) 提案団体（研修実施機関）の諸規則に違反した場合
- (3) JICA の指示や決定に従わない場合
- (4) 本人の故意または重大な過失や怠慢等の事由で研修の継続が困難である場合
- (5) 本人の都合で研修を中断する場合
- (6) 傷病等のために研修の継続が困難になった場合
- (7) 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- (8) 宿泊施設である JICA 国内拠点の規則に従わない場合
- (9) その他 JICA がやむを得ないと認める事由が生じた場合

7. その他の留意事項

- (1) 出身国の選挙時不在証明書の発給や旅券の有効期限の更新などには、自国の身分証明書が必要なので、該当者は持参してください。
- (2) 日系研修員は本邦滞在期間中、以下の活動は認められません。
 - (ア) 家族の随伴、同伴、同居
 - (イ) 重大事故予防の観点から、オートバイや自動車の運転
 - (ウ) 政治活動や営利目的の活動
- (3) 日系研修員は本邦滞在期間中、特別な事情がある場合を除き国外に出ることが認められません。
- (4) 日系研修員は、研修修了後速やかに JICA が指定する経路で帰国することとなります。

8. 研修報告

長期日系研修員は、3 ヶ月毎に「研修報告書」を提出し、研修修了時に「研修総合報告書」を提出することになっています。

短期日系研修員は研修修了時に「研修総合報告書」を提出します。

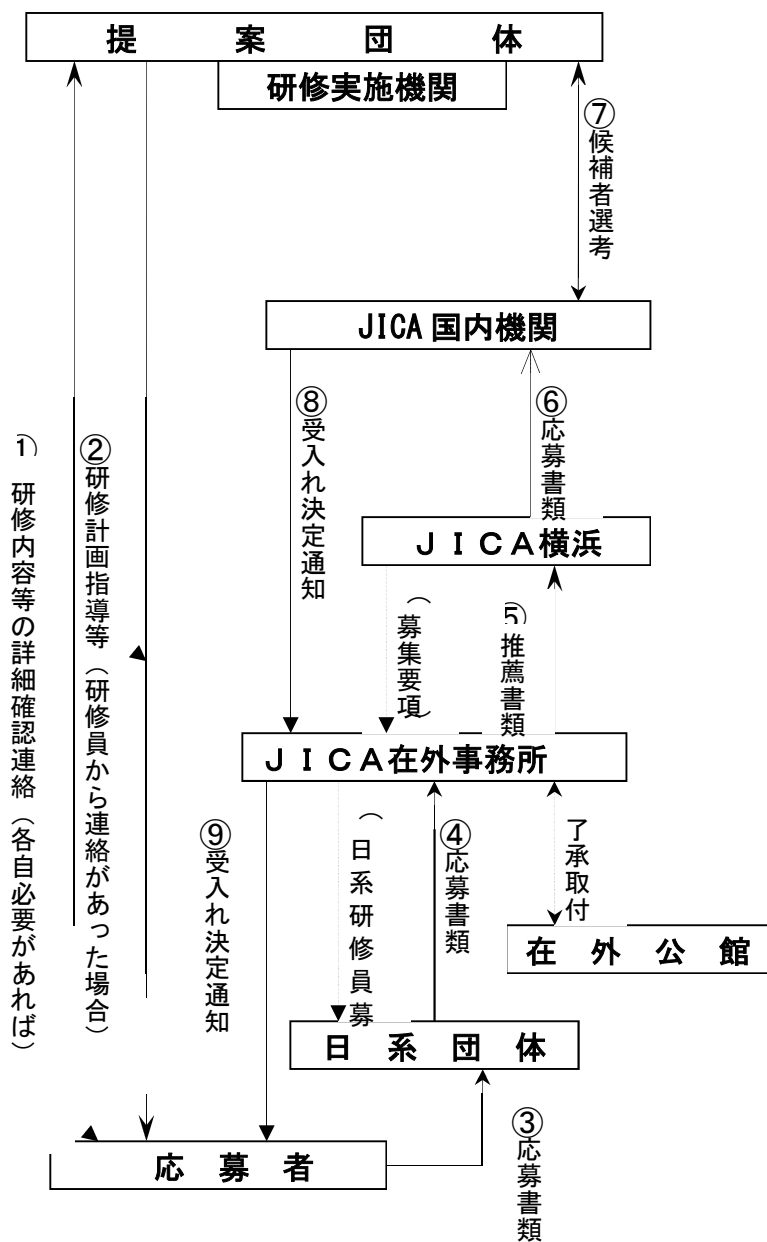
長期日系研修員、短期日系研修員共に研修最終日は JICA 国内機関で「最終報告会」を実施いただくこととなります。

9. 研修修了証書

予定通り研修を修了した日系研修員には、JICA 理事長名の研修修了証書 (CERTIFICATE) が与えられます。

参考資料 1

日系研修員応募フローチャート



日系研修員事業の業務フロー

